特集―拡散する都市災害⑩

ベビーホテルの防災対策について

消防庁予防
救急課課長補佐　小林恭一

一　はじめに

ベビーホテルの問題については、昨秋以来、社会的に大きな論議を呼んできたところであり、消防関係部局としても、ベビーホテルの防災対策については深い関係があることから、今年の春の火災予防運動でその実態把握と防火安全指導とを重点事項の一つとして実施するとともに、都道府県の民生部局からベビーホテルの一斉点検のうち防災に関する事項の調査について協力要請があった場合には、必要に応じて協力することとしてきたところである。

厚生省では、本年6月、上に述べたベビーホテルの一斉点検の結果を公表するとともに、この点検の結果等をもとに、児童福祉法の一部を改正し、さらに7月2日には、児童家庭局長から通達を出して、ベビーホテルを含む無認可保育所全体について積極的に指導監督の強化に乗り出すこととした。消防庁としてもこれを受けて、7月24日、予防救急課長から都道府県あて、「無認可保育施設に対する防火安全の指導について」を通知し、無認可保育施設の防災面について、今後消防機関がとるべき考え方を指示したところである。

本稿では、無認可保育施設とベビーホテルについてこれまでの動きをまとめるとともに、上述の課長通達の背景となる考え方を整理し、消防関係部局の指導の参考に供することとしたい。

二　ベビーホテルの実態とその分析

ベビーホテルの定義は、これまで公的になされたことはないが、世上の論議を総合すると概ね（表1）の4つの条件のうち1つ以上を満たす無認可保育所を指すとされているようである。

（表1）

イ　24時間保育を行う
ロ　夜間保育を行う
ハ　時間単位、日単位等で一時預かりを行う
ニ　数日間から数か月に及ぶ長期預かりを行う

（表2）

乳幼児の保育施設であって、夜間保育、宿泊を伴う保育又は時間単位での一時預かりを行うもののうち、乳幼児を1日当たりおおむね10名以上預かっているもの。

また、消防機関も協力して行った厚生省の一斉点検の対象としたベビーホテルの定義は（表2）のとおりであり、火災予防運動に際しての消防庁への報告対象もこれにならうこととしたので、ほぼこの辺りがベビーホテルの最大公約数的な概念になると考えてよさそうである。

ベビーホテルの実態については、TBS報道局を中心とした様様な民間サイドの調査が行われており、マスコミ等においてもセンセーショナルな報告がなされているが、公共サイドの調査として公表されているものは、昨年11月に厚生省が「とりあえず把握できたもの」について行った調査（「近代消防5月号」参照）及び本年3月に消防機関が協力して行った調査（別添1参照）の2つである。

これらの調査や、他の様々な報告をもとに、ベビーホテルの抱える問題点を分析してみると、図のようになる。

厚生省の2つの調査のうち、防災面で注目すべき点は以下の5点である。

第1点は、ベビーホテルの所在階数であり、3階以上の階にあるものが117件で全体の24%にもなり、さらに6階以上にあるものが11件、地下にあるものも2件あったことである。

第2点は、乳幼児の年齢別内訳であり、0歳児が18%、1～2歳児も43%で、合わせて61%が満3歳に満たない乳幼児である点である。

第3点は、保育担当者1人当たりの受け持ち児童数であり、1人当たり6人以下のものが73%を占めているものの、7人以上のものは27%、11人以上のものも5%存在している点である（以上11月調査）。

第4点は、児童福祉施設の最低基準の防災関連規定に照らしてみると、2階に所在するベビーホテルの96%が、何らかの意味で不適合である点である。

第5点は、非常災害に対する措置のうち、消火用具未設置のものは11%とさすがに少ないが、非常口に問題のあるもの36%、避難計画のないもの77%、避難訓練を月1回以上行っていないもの

図　ベビーホテルの問題点の分析

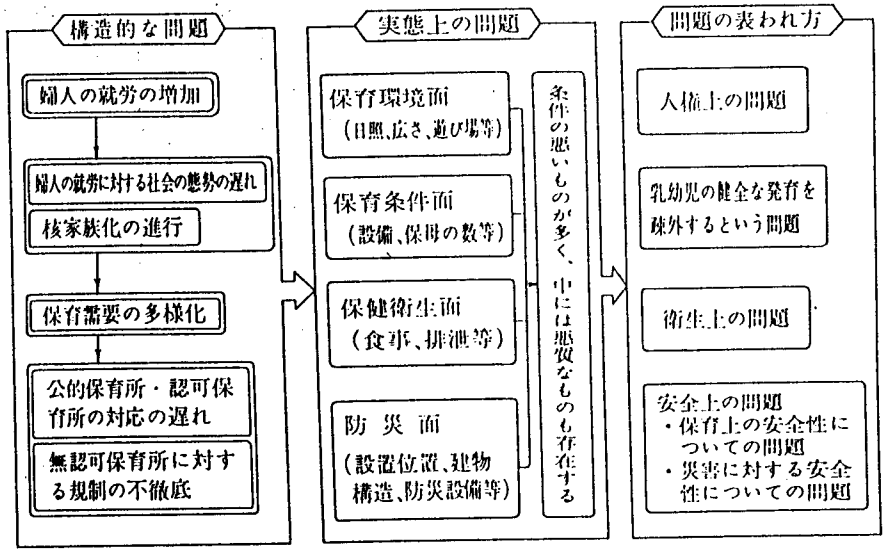

85％など、問題のあるものが多い点である（以上3月調査）。以上の点を合わせて考えると、ベビーホテル（の存する防火対象物）が火災になった時の阿鼻叫喚の様が容易に想起できるため、ベビーホテルの防災対策がベビーホテル問題の一つとして取り上げられることとなるわけである。

三　ベビーホテルに対する法制上の取り扱い

ここで、ベビーホテルに対する法制上の取り扱いの現況を理解するため、児童福祉法上の保育所及びいわゆる無認可保育所について、筆者の理解している範囲で整理しておきたい。

まず保育所は、「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」であり（児童福祉法（以下「児福法」という。）第39条第1項）、児童福祉施設の一つである（児福法第7条）。

児童福祉施設は、国又は都道府県が設置することとされているが、市町村その他の者も都道府県知事の認可を得て設置することができる（児福法第35条第3項）。

この規定によって認可された保育所が児童福祉法における（認可）保育所であり、実態上児童福祉法第39条にいう保育所と同様の施設でありながら認可されていないものが、一般に「無認可保育所」と呼ばれているものである。

一方、児童福祉施設には設備・運営等について最低基準が定められており（児福法第45条）、この最低基準を維持するため行政庁（厚生大臣又は都道府県知事のことをいう。（児福法第59条の5）に報告徴収権・監督権・基準適合命令権、営業停止命令権等

が与えられている（児福法第46条）ほか、補助制度によるバックアップも行われている。また、認可された児童福祉施設が児童福祉法令に違反するような場合には、都道府県知事は認可を取り消すことができるようになっている（児福法第58条）。

ここで問題となったのが、ベビーホテル等を含め、いわゆる無認可保育所は、児童福祉法第35条第3項の認可を受けておらず、同法上の児童福祉施設ではないので、行政庁に児童福祉法第46条による報告徴収権等が認められていなかった点である。

このため厚生省は、ベビーホテル問題に対処し、6月15日、児童福祉法を改正し、認可を取り消され又は認可を受けずに実態上児童福祉施設の業務を目的として営業を行っている施設（ベビーホテルはこれに当たる）に対しては、行政庁に報告徴収権、立ち入り調査権等を付与するとともに、児童福祉審議会の意見を聴いてその事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができることとし（児福法第58条の2）、罰則についての規定も強化して、ベビーホテルに対する指導体制を充実した（別添2参照）。

四　ベビーホテルの防災対策

ベビーホテルについての防災面での規制は、一般法としての建築基準法と消防法によって行われる他、特別法としての児童福祉法によって行われることとなる。ただし、前述のように、ベビーホテルが現行の児童福祉法の体系をはみ出した存在であるため、規制の適用については、いろいろと問題が出てくる。

たとえば、ベビーホテルは消防法施行令別表第1の(6)項ロに該当するか否かという問題がある。

ベビーホテル等のいわゆる無認可保育所は児童福祉法上は児童福祉施設には該当しないわけであり、また(6)項ロには「その他これらに類するもの」という表現がないため、ただちに、これに該当するとはいえないという見解もあろう。

しかしながら、これまでの消防行政の思想として、防火対象物の用途は、他の法令の定義や解釈に関わらず、極力実態で捉えるといういき方をしており、昭和五十五年五月六日付消防予第85号でも示しているとおり、ベビーホテルについても同様とし、(6)項ロに該当するものとして扱うのが妥当であると考えられる。

児童福祉法令上は、「児童福祉施設最低基準（厚生省令。以下「最低基準」という。）」に、児童福祉施設に限っては、消防法や建築基準法より具体的で厳しい防災関係上の規定がある（別添3参照）が、ベビーホテルが児童福祉施設ではないとしているため、法律上はベビーホテルにはこの規定は適用されない。

このため、厚生省では去る7月2日、児童家庭局長名の通達（別添4参照）で、最低基準とは別に「指導基準」を定め、これに適合しない施設に対して事業停止又は施設閉鎖の措置をとることとすることにより、実質的にベビーホテル等の無認可保育所の最低の基準を定めた。この指導基準は、最低基準のうち特に重要なものを抜き出した形となっているが、ベビーホテル等で3階以上の階に存するものに対する防災上の規定は、最低基準の防災上の規定をそのまま準用するなど、防災について大きな配慮を払っている。

消防庁では、この通達を受けて、（別添5参照）のような予防救急課長名の通達を出し、査察等を行う場合には、この指導基準の防災関係事項についても併せて指導を行うべきことなどを指示している。

本来、消防法や建築基準法は、保育所等の児童福祉施設については、当該施設に対する個別具体的な観点から児童福祉法上の基準により防災上の規制を行うことを前提に所要の規制を行っているものである。したがって、ベビーホテルについても、前述のような児童福祉法の体系による規制が行われる以上、これを前提として消防機関としての対策を講ずることとすべきである。即ち、一般法である建築基準法や消防法の規定の作り方と比較して、ベビーホテルの実態はあまりにも個別的であり特殊的であるので、このような施設を防災法令上の明文化された存在として扱うことは困難であり、適切でもない。また、防災上の問題点のうち、かなりの部分が、当該施設の設置階数の問題や、保育担当者1人当たりの乳幼児の数の問題に帰着すると考えられるが、これらの問題は、現行の消防法の範囲を超えている。

従って、ベビーホテル等が消防法令に違反していない限り、防災上実態的に多少の問題があったとしても、消防機関が独自に命令等の措置をとるのは適当でなく、防災の専門家としての立場から「指導基準」に適合するよう指導助言を行うとともに、適切な改善がなされない場合には、その旨を民生主管部局に通知して、児童福祉行政全体の中で適切な措置をとることとする方が適当である。もちろん、このことは、防災上非常に危険なものについてまで、消防法第5条に基づく措置命令を発することができないということを意味しているわけではない。

なお、この課長通達では、この他に防火管理についても普及している。が、その趣旨は、消防法第8条の対象となる防火対象物の中にベビーホテルが存する場合には、当該ベビーホテルが独自に消防計画の作成等防火管理業務を行うように指導し、「指導基準」に掲げる「非常災害に対する具体的計画」及び「定期的な訓練」を実質上消防機関が指導することとしようとするものである。

五　おわりに

このベビーホテルの問題は、児童福祉行政上、無認可保育所の問題と切り離して考えることはできないため、厚生省は、児童福祉法の改正においても、その後の児童家庭局長通達においても、ベビーホテルを無認可保育所の中に含めて取り扱っている。これは、実は厚生省にとっては大英断であり、これまで児童福祉行政上、まともに扱われてこなかった無認可保育所に対し、ベビーホテル問題を契機として初めて真正面から取り組む姿勢を示したものである。消防行政上は、従来から無認可保育所についてもそれなりの規制を行ってきたところであるが、この種の施設は、事故が起こった場合の結果が非常にいたましいものであるので、児童福祉行政と十分協力しあい、適切な措置が講ぜられるよう努力していきたいと考えている。

（別添一）

ベビーホテル一斉点検結果の概要

（厚生省児童家庭局 昭和56年6月）

○ 一斉点検は、昭和56年3月に都道府県・指定都市の保育担当者が、消防署・保健所の協力を得て実施した。

○ 一斉点検は、ベビーホテルのうち、乳幼児を1日当たりおおむね10名以上預かっているものを対象とした。

1 一斉点検実施対象ベビーホテル数

一斉点検を実施したベビーホテルは全国で523カ所であった。

（都道府県）		（都道府県）		（指定都市）	
北海道	7	新潟	1	札幌	10
青森	6	富山	4	横浜	10
岩手	1	石川	5	川崎	5
宮城	10	福井	11	名古屋	20
秋田	3	山梨	1	京都	13
山形	4	長野	5	大阪	30
福島	4	岐阜	4	神戸	8
茨城	4	静岡	17	広島	7
栃木	5	愛知	5	北九州	7
群馬	4	三重	2	福岡	9
埼玉	4	滋賀	3		
千葉	11	京都	2		
東京	114	大阪	16		
神奈川	10	兵庫			
奈良	7	高知	6		
和歌山	0	福岡	7		
鳥取	7	佐賀	0		
島根	4	長崎	5		
岡山	8	熊本	8		
広島	9	大分	11		
山口	2	宮崎	3		
徳島	8	鹿児島	16		
香川	7	沖縄	6		
愛媛	10				
合計	523				

注1 都道府県・指定都市によっては、乳幼児を1日当たり10名未満預かっているベビーホテルも若干含まれる。

2 一斉点検を実施したベビーホテルに預けられていた乳幼児数

昼　8、804人（うち0歳児　1、825人）

夜　4、643人（うち0歳児　657人）

2 一斉点検結果の概要

今回の一斉点検は、避難路・防火設備等の安全面、採光・換気・衛生管理等の衛生面、児童福祉の観点からみて問題のある事項の3つの観点から行ったが、ほとんどのベビーホテルに何らかの問題がみられた。問題の内容に応じて口頭又は文書での指導を行ったが、その内訳は次のとおりである。

何らかの形で指導を行ったもの　491か所（94%）

内訳
- 口頭指導のみ実施したもの　400か所（76%）
- 文書指導のみ実施したもの　19か所（4%）
- 口頭指導と併せて文書指導を実施したもの　72か所（14%）

特に指導を行わなかったもの　32か所（6%）

3 保健衛生面

(1) 採光・換気

採光又は換気に問題がないもの　378か所（72%）

採光又は換気の悪いもの　143か所（27%）

（内訳　採光のみ悪いもの　62か所（12%）
換気のみ悪いもの　10か所（2%）
採光・換気とも悪いもの　71か所（14%））

不　明　2か所（—）

なお、窓のない保育室があるベビーホテルが11か所、地下室に所在するものが1か所みられた。

(2) 衛生管理

保育室、便所、寝具、食器、調理室、調理設備等の衛生管理について問題のある施設が150か所（全体の29%）みられた。特に調理室、調理設備の衛生管理に問題が多かった。また便所に手洗設備がないもの（12か所）、保育室でポータブルトイレを使用しているもの（5か所）、調理室と便所、洗たく場などが同じ場所にあるもの（10か所）、汚れた寝具を使用しているもの（15か所）などがみられた。

(3) 乳幼児の健康診断

入所時の乳幼児の健康診断及び学校保健法の規定に準じた年2回の健康診断はほとんどのベビーホテルで実施されていなかった。

(4) 飲用水及び救急医薬品

飲用水については、ほとんどのベビーホテルが上水道を利用しており、問題はなかった。

また、救急医薬品については、9割近くのベビーホテルに備えられていた。

4 防災面

〈2階以上に所在するベビーホテル（360か所）について〉

ア 耐火建築物であるか。

所在階数	耐火建築物である	耐火建築物でない	不　明	計
2　階	134か所（61%）	85か所（39%）	1か所（—）	220か所（100%）
3階以上	132（94%）	6（4%）	2（1%）	140（100%）
計	266（74%）	91（25%）	3（1%）	360（100%）

イ 屋内階段のほか、傾斜路又は屋外階段が設けられているか。

所在階数	設けられている	設けられていない	不　明
2　階	67か所（30%）	151か所（69%）	2か所（1%）
3階以上	144（31%）	92（66%）	4（3%）
計	111（31%）	243（68%）	6（2%）

ウ 窓・階段等の転落事故防止設備が設けられているか。

所在階数	設けられている	設けられていない	不　明
2　階	156か所（71%）	62か所（28%）	2か所（1%）
3階以上	113（81%）	24（17%）	3（2%）
計	269（75%）	86（24%）	5（1%）

〈3階以上に所在するベビーホテル（140か所）について〉

エ 調理室が防火区画されているか。

防火区画されている　34か所（24%）

防火区画されていない　96か所（69%）

調理設備なし、不明　10か所（7%）

オ 壁・天井が不燃材料で仕上げられているか。

不燃材料で仕上げられている　102か所（73%）

不燃材料で仕上げられていない　35か所（25%）

不　明　3か所（2%）

カ 非常警報設備の設置状況

設　置　110か所（79%）

未設置　27か所（19%）

不　明　3か所（2%）

キ カーテン・敷物等が防炎処理されているか。

防炎処理されている　35か所（25%）

防炎処理されていない　103か所（74%）

不　明　2か所（1%）

〈防災面に関する評価〉

(1) 保育所に関しては2階に所在する場合上記ア、イ、ウの3条件が必要とされているが、2階に所在するベビーホテル220か所のうち、これらの3条件のすべてに適合しているものは、42か所（全体の19%）であった。

(2) 保育所に関しては3階以上に所在する場合上記アからキまでの7条件が必要とされているが、3階以上に所在するベビーホテル140か所のうち、これらの7条件に全部適合しているものは6か所（4%）であった。

5 非常災害に対する措置

ア 消火用具の設置状況

設　置　456か所（87%）

未設置　58か所（11%）

不　明　9か所（2%）

イ 非常口

問題なし　328か所（63%）

問題あり（非常口がない、通れない等）　188か所（36%）

不　明　7か所（1%）

ウ 避難計画の策定状況

避難計画あり　113か所（22%）

避難計画なし　404か所（77%）

不　明　6か所（1%）

エ 毎月1回以上の避難訓練の実施状況

実施している　67か所（13%）
実施していない　447か所（85%）
不　明　9か所（2%）

オ　児童の氏名等に関する記録簿
児童の氏名及び保護者の連絡先については、ほとんどのベビーホテルで必要な記録が保管されており、問題はなかった。

6　その他の問題点
以上の点検項目のほか、児童福祉の観点からみて問題がある事項として、次のような事例がみられた。

(1)　乳幼児がすし詰め状態で預けられているもの　29か所
（約40㎡の保育室に43人の乳幼児（1人当たり0・93㎡）が入所していた例がある。）

(2)　保育担当者が乳幼児の数に比べ非常に少ないもの　12か所
（夜間1人で12人の乳幼児をみていた例がある。）

(3)　1つのふとん又は1つのベッドに数人の乳幼児を寝かせているもの　6か所

(4)　その他
ア　外部から見とおしのきかない箱の中で乳幼児を寝かせているもの
イ　4軒長屋の中にあり隣室が町工場のため1日中ひどい騒音がするもの
ウ　1つのどんぶりで5～6人の乳幼児に食事を食べさせているもの

7　口頭指導及び文書指導の内容

(1)　口頭指導は472か所のベビーホテルに対して行われた。口頭指導の内容は多岐にわたっているが、多かった事項としては次のようなものがあげられる。

①　避難計画の策定、月1回の避難訓練の実施
②　採光、換気の確保
③　避難路の確保
④　乳幼児の転落事故防止設備の設置
⑤　乳幼児の健康診断の実施
⑥　衛生管理の徹底
⑦　雑居ビルの高層に所在するもの等について安全な場所への移転
⑧　乳幼児数に見合った保育担当者の確保又は部屋の広さに見合った乳幼児数の削減
⑨　カーテン、カーペット等の防炎処理
⑩　屋外階段の設置

(2)　文書指導は91か所のベビーホテルに対して行われた。指導事項として多かったものとしては、次のようなものがあげられる。なお、文書指導を検討中のところもある。

①　健康診断の実施　62か所
②　避難訓練の実施　54
③　避難計画の策定　43
④　屋外階段の設置　25
⑤　カーテン・カーペット等の防炎処理　16
⑥　採光、換気の確保　14
⑦　食器、ほ乳びん等の衛生確保　12
⑧　手洗設備の設置　9
⑨　雑居ビルの高層に所在するもの等について安全な場所への移転　9
⑩　部屋の広さに見合った乳幼児数の削減　3

（別添2）

児童福祉法

【児童福祉施設】

第七条　この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び教護院とする。

【児童福祉施設の設置等】

第三十五条
③　市町村その他の者は、命令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

【保育所】

第三十九条　保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

【最低基準】

第四十五条　厚生大臣は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営　里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護について、最低基準を定めなければならない。

【最低基準維持のための監督】

第四十六条　行政庁は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告をさせ、児童の福祉に関する事務に従事する官吏又は吏員に、実地につき監督させることができる。

②　行政庁は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、且つ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

③　行政庁は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、且つ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、児童福祉審議会の意見を聞き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

【認可取消、事業停止又は施設の閉鎖】

第五十八条　第三十五条第三項【市町村その他の者の児童福祉施設の設置】の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

改正前

③　第三十六条から第四十四条まで【助産施設・乳児院・母子寮・保育所・児童厚生施設・養護施設・精神薄弱児施設・精神薄弱児通園施設・盲ろうあ児施設・虚弱児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・情緒障害児短期治療施設・教護院】の各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の認可を受けず又は前項の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものについては、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

改正後

第五十八条の二　行政庁は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営につい

て必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2　行政庁は、前項に規定する施設について、児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

〔行政庁〕

第五十九条の五　この法律で行政庁とは、厚生大臣又は都道府県知事とする。

（別添3）

児童福祉施設最低基準

（児童福祉施設と非常災害）

第七条　児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少くとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（設備の基準）

第五十条　乳児又は幼児通じて三十人以上を入所させる保育所の設備の基準は、次の通りとする。

一　乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三　ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四　乳児室又はほふく室には、室内滑台、椅子ぶらんこ、歩行器及び手押車を備えること。

五　満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の附近にある屋外遊戯場にかわるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七　保育室又は遊戯室には、楽器、黒板、机、椅子、積木及び絵本を備えること。

八　保育室又は遊戯室を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘの要件に、保育室又は遊戯室を三階以上に設ける建物は、次のイ及びハからチまでの要件に該当するものであること。

イ　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

ロ　屋内階段のほか、幼児の避難に適した建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段が設けられていること。

ハ　地上又は避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）に直通し、かつ、幼児の避難に適した建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第百二十三条第一項各号又は同項第三項各号〔註参照〕に規定する構造の屋内階段及び同条第二項各号に規定する構造の屋外階段が設けられていること。この場合において、これらの階段は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離

及び遊戯室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ　保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室及び当該建物の保育所以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十条に規定する甲種防火戸で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ホ　保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ　保育室、遊戯室その他幼児が出入し、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ　保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

九　屋外遊戯場には、砂場、滑台及びぶらんこを設けること。

十　第五号の便所の数は、男子二十人につき大便所及び小便所各一以上、女子二十人につき一以上とすること。

第五十一条　乳児又は幼児通じて三十人未満を入所させる保育所には、必要に応じ前条に定める設備の一部を設けないことができる。

（職員）

第五十三条

2　保母の数は、乳児又は満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

（別添4）

無認可保育施設に対する指導監督の実施について

（昭和56年7月2日児発第566号
都道府県知事・指定都市市長あて
厚生省児童家庭局長）

今般、児童福祉法が一部改正され、厚生大臣及び都道府県知事（指定都市市長を含む。）の無認可児童福祉施設（児童福祉法第36条から第44条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて同法第35条第3項の認可を受けていないもの）に対する報告徴収及び立入調査の権限が設けられたことに伴い、特に問題の多い無認可保育施設に対する指導監督を下記により行うこととしたので、これが実施につき格段の御配慮をお願いする。

記

1　基本方針

保育需要の多様化に対応した認可保育所の受入体制の整備が不十分な状況において、無認可保育施設に対して保育所に関する児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）を直ちに適用することは影響が大きいと考えられるので、当面の対策として最低基準とは別に無認可保育施設の指導基準を定め、少くともこれに適合するよう所要の指導を行うとともにこれに適合しない施設に対しては、事業停止又は施設閉鎖の措置を講ずることとする。

2　指導基準

(1)　指導基準

別紙のとおりとする。

(2) 指導基準の考え方

指導基準は、劣悪な無認可保育施設を排除するための当面の基準であつて、指導基準に適合する無認可保育施設を制度的に認める趣旨ではない。

無認可保育施設も最低基準に適合することを目標とすべきであるが、当面の指導監督の指針として児童の安全確保等の観点から必要最小限の基準を定めたものである。

(3) 適用対象と当面の重点

ア 指導基準は、乳児又は幼児通じて1日当たりおおむね10人以上を入所させる無認可保育施設（児童福祉法第39条に規定する業務を目的とする施設であつて同法第35条第3項の認可を受けていないもの）を適用対象とする。

具体的にはいわゆるベビーホテルのほか、事業所内保育所、市町村等が助成の対象としている無認可保育所及びその他の無認可保育所が適用対象となる。

なお、10人未満の無認可保育施設についてもできる限りこの指導基準に準じた運営が確保されるよう所要の指導を行われたい。

イ 無認可保育施設のうち、特にベビーホテルに問題が多いと考えられるので、無認可保育施設が多く存在し、その指導監督に余裕がない都道府県・指定都市においては、差しあたりベビーホテルに指導監督の重点を置かれたい。

(4) 指導基準記載事項以外の事項

指導基準に記載されていない事項（施設の衛生管理、給食、健康診断、備える医薬品、保育の内容、備える帳簿等）に関しては、最低基準の規定に準じて所要の指導を行うものとする。

特に、日々の健康状態の観察及び屋外における遊戯や外気浴の確保につき所要の指導を行われたい。

3 指導基準適否の確認

本年3月実施したベビーホテルの一斉点検の結果等を参考にし、無認可保育施設に対して報告徴収、立入調査を実施して指導基準に適合しているか否かを確認する。なお、報告徴収、立入調査に当たつては無認可保育施設に対し今般の児童福祉法の改正及び指導基準の趣旨、内容等を明らかにするものとする。

また、必要に応じ市町村等の協力を得て新たな無認可保育施設の把握に努めるとともに、これに対し報告徴収、立入調査を実施して、指導基準に適合しているか否かを確認する。

4 指導基準不適合の施設に対する措置

(1) 改善又は移転勧告

指導基準に適合しない無認可保育施設に対しては、放置すれば事業停止又は施設閉鎖の対象となることを示したうえ、行政指導として改善又は移転の勧告を行う。

ア 軽微な事項については、立入調査等の際口頭で指導を行つて差しつかえないが、問題がある事項については、改善に要する期間を考慮して猶予期間を附したうえ文書で改善を勧告する。

イ 建物の構造等からみて改善することが不可能と思われる施設については、移転に要する期間を考慮して相当の猶予期間を附したうえ文書で移転を勧告する。

(2) 改善措置の確認

上記の改善勧告又は移転勧告を行つた場合には、事後適当な時期に報告徴収、立入調査を実施し、改善措置の状況を確認する。

5 事業停止又は施設閉鎖命令

(1) 対象

猶予期間内に改善又は移転が行われず、その後も改善又は移転の見通しのつかない無認可保育施設に対しては、児童福祉法第58条の2第2項の規定により、児童福祉審議会の意見を聞き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることとする。

(2) 手続

ア 事業停止又は施設閉鎖の処分を行おうとする場合には、当分の間、あらかじめ当省に協議するものとする。

イ 事業停止又は施設閉鎖の処分を行う場合には、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えるものとする。

この場合においては、あらかじめ書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知するものとする。

6 定期立入調査の実施

(1) 定期立入調査

指導基準に適合する無認可保育施設に対しても、特にベビーホテルに重点を置いて年1回程度の定期立入調査を行うよう努められたい。

(2) 指導・監督

上記の定期立入調査により把握された指導基準不適合の施設に対しては、上記4、5の措置を講ずる。

7 その他

(1) 記録の整備

無認可保育施設ごとに、その実態、指導監督の内容等について必要な記録を整備するものとする。

(2) 長期滞在児についての措置

ア 報告徴収

あらかじめ無認可保育施設の設置者又は管理者に命じ、当該保育施設に24時間、かつ、連続して5日間以上入所している児童があるときは、すみやかに、その氏名、住所、家庭の状況等について報告を求めるものとする。

イ 乳児院等への入所措置

上記の報告を受けた場合には、昭和56年4月24日児発第330号通知「ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用等について」の記の第1に準じて所要の措置を講ずる。

無認可保育施設に対する当面の指導基準

1 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数は、おおむね児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」という。）第53条第2項に定める数以上であること。ただし、少くとも2人配置されていること。

(2) 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあつては、1人）以上は、保母又は看護婦の資格を有する者であること。

2 保育室等の構造設備及び面積

(1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか調理室及び便所があること。

(2) 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1・65㎡以上であること。

(3) 乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。

(4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。

(5) 便所には手洗設備が設けられている

とともに、保育室及び調理室と区画されていること。便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

(1) 保育室を2階に設ける建物は、保育室その他幼児が出入し、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が最低基準第50条第8号イ及びロの要件に適合しない場合には、前項に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

(2) 保育室を3階以上に設ける建物は、最低基準第50条第8号イ及びハからチまでの要件に適合すること。

(別添5)
無認可保育施設に対する防火安全の指導について（通知）
（昭和56年7月24日消防予第165号 各都道府県消防主管部長あて消防庁予防救急課長）

標記については、今年の春季全国火災予防運動以来、いわゆるベビーホテルの防火安全について指導をお願いしてきたところであるが、このたび、厚生省児童家庭局長より都道府県知事及び指定都市市長に対し、別添（別添4と同じなので省略）のとおりベビーホテルを含めた無認可保育施設に対する指導監督の実施について通知された。

貴職におかれては、この通知のうち、防災に関する事項についてその趣旨を御理解いただくとともに、下記事項に十分留意するよう貴管下市町村に対し、御指導願いたい。

記

1 無認可保育施設については、消防法施行令別表第1に掲げる(六)項ロの用途として指導を行うものであるが、別途厚生省より「無認可保育施設に対する当面の指導基準（以下「指導基準」という。）」が示され、都道府県又は指定都市の民生主管部局において、これに適合するよう所要の指導が行われるとともに、これに適合しない施設に対しては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第58条の2第2項の規定に基づき事業停止又は施設閉鎖の措置を講ずることとされたので、消防機関が立入検査等を行う場合は、当該指導基準のうち、防災関係事項について併せて指導を行い、不備事項が是正されない場合は、その旨を都道府県又は指定都市の民生主管部局に対して通知する等所要の協力をされたいこと。

2 無認可保育施設に対しては、防火管理を一層徹底するよう指導を強化すること。特に従来、共同住宅等においては、各管理権原者が同一の者を防火管理者として共同選任し、消防計画を共同作成することとして運用されていることが多いが、無認可保育施設が共同住宅等の一部に存する場合には、当該無認可保育施設として独自に防火管理者を選任し、消防計画の作成及び届出、その他防火管理上必要な業務を行わせるとともに当該防火管理業務が防火対象物全体に係る防火管理業務と調整のとれた内容となるよう指導すること。なお、この消防計画並びにこれに基づき行われる消火、通報及び避難の訓練については、それぞれ指導基準3の(2)の「非常災害に対する具体的計画」及び「定期的な訓練」を指す旨、厚生省と合意されたものであること。

特集―拡散する都市災害⑩

表示・公表制度の実施について

東京消防庁

昨年11月、45人の焼死者を出した栃木県・川治プリンスホテル火災を契機に、旅館、ホテル等不特定多数の者を収容する建物の安全対策が、社会的要求[illegible]にも増して強く叫ばれるように[illegible]

そこで自治省[illegible]消防機関で検討した結果、[illegible]を踏まえ、特に人[illegible]基準に適合した場合、[illegible]を交付することを決め[illegible]者に消防機関の情報を提供する[illegible]ホテル等の関係者には自主防火管理体[illegible]立をさらに徹底してもらおうとするものである。東京消防庁でも7月30日、この「表示マーク」を交付することを決め、実施の具体案を公表した。

これらの対象物が消防法令に違反し、期限を付した措置命令に従わず、履行期限内に改修工事に着手するなどの具体的な意志を示さない場合には、この事実をマスコミに公表し、その協力を得るなどして対象物の違反是正をはかり、利用者等の人命安全を確保することになる。

〔表示制度〕

1 表示対象物の範囲

表示対象物は、消防法施行令別表第1に掲げる劇場、映画館、百貨店、スーパー、旅館、ホテル等で次の(1)及び(2)に該当するもの。

(1) 消防法第8条の規定に該当するもの。

(2) 地階を除く階数が、3以上のもの。

2 今年度の表示対象物及び実施スケジュール

今年度は、旅館、ホテルを表示対象として実施する。

そのスケジュールは、次のとおり。

内容	期間
立入調査の実施	8/3～8/31
適合、不適合の判定、審査	9/1～9/30
表示マークの交付	10/1～10/31